

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

写

処 分 書

専 決 第 8 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

新居浜市長 石 川 勝 行

## 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に、「前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を「前日」に、「属する一般被保険者が属する世帯」を「属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」に、「得た数」を「得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第10条の5中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」を「属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第10条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第11条の4第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に、「得た数」を「得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」に改め、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第11条の8中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」を「属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある

もの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 11 条の 4 第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

附則第 2 項（見出しを含む。）中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項第 3 号、第 10 条の 5、第 11 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 11 条の 8 の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 10 条第 1 項第 3 号、第 10 条の 5、第 11 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 11 条の 8 の規定は、平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 24 年度分までの保険料については、なお従前の例による。